

公益財団法人天野工業技術研究所
役員報酬規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人天野工業技術研究所定款第 3 2 条及び第 3 8 条に規定する役員の報酬に関して、必要な事項を定める。

（役員報酬）

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については年俸とし、非常勤の役員については、特別な職務を執行した役員に、その対価として職務を執行した日数に応じて非常勤役員報酬（日給）を支給する。

（報酬の支払日）

第 3 条 常勤役員の報酬は、毎月 1 0 日に分割支給する。ただし、支給日が財団指定の休日に当たる場合は、休日前に支給する。非常勤役員の報酬は、原則として、特別な職務の執行が終了した時点で随時支給する。

（報 酬）

第 4 条 役員の報酬は、次表の通りとする。ただし、非常勤役員において、公的資格（弁護士、公認会計士等）を有する者の報酬は、それぞれが所属する機関の標準報酬日額に準じて支給する。

	常勤役員（年俸）	非常勤役員（日給）
監 事	9,600,000 円	40,000 円
理 事	9,600,000 円	40,000 円
執行理事	12,000,000 円	50,000 円
代表理事	15,600,000 円	60,000 円

（その他の手当）

第 5 条 常勤役員の通勤手当、出張旅費並びに宿泊費等は別に定める財団通勤手当、旅費規程に従い支給する。また、非常勤役員が特別な職務の執行に要した旅費並びに宿泊費等は常勤役員に準じて支給する。

（改 正）

第 6 条 この規程の改正は理事長が理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

令和5年4月1日改定

公益財団法人天野工業技術研究所
評議員報酬規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人天野工業技術研究所定款第 15 条及び第 20 条に規定する評議員の報酬に関して、必要な事項を定める。

（役員報酬）

第 2 条 評議員の報酬は、特別な職務を執行した評議員に、その対価として職務を執行した日数に応じて報酬（日給）を支給する。

（報酬の支払日）

第 3 条 評議員の報酬は、特別な職務の執行が終了した時点で随時支給する。

（報 酬）

第 4 条 評議員の報酬は、日額 40,000 円とする。

（その他の手当）

第 5 条 評議員が特別な職務の執行に要した旅費並びに宿泊費等は別に定める財団旅費規程に従い、役員に準じて支給する。

（改 正）

第 6 条 この規程の改正は理事長が理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日改定